

和解勧告書

中央労働委員会は、国立大学法人東北大学（以下「法人」という。）と国立大学法人東北大学職員組合（以下「組合」という。）との間の中労委令和元年（不再）第65号事件（以下「本件」という。）に関し、下記により和解することを適当と認め、和解を勧告する。

記

- 1 法人と組合は、本件が本和解の成立により円満に解決したことを確認する。
- 2 法人と組合は、労働組合法・その他諸法令を遵守し、相互理解と尊重の精神に従い、健全な労使関係の構築及び維持に努める。
- 3 法人と組合は、労使自治の原則に基づき相互に誠意を持って交渉する。
- 4 組合が平成30年1月5日に法人に提出した質問要求書について、令和元年7月10日の団体交渉において回答がなされたものとする。
- 5 法人は組合に対し、今後の法人における准職員、時間雇用職員及び限定正職員の雇用と待遇に関わる組合から出される要求（財務資料の提供を含む）については、誠意をもって交渉する。

以上

令和2年8月31日

中央労働委員会

審査委員 杉原 麗



参与委員 岩崎 春 良



参与委員 御手洗 尚 樹



国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知 史 殿

国立大学法人東北大学

総 長 大 野 英 男 殿

左記勧告を受諾し、和解の認定を申し立てる。

令和 2 年 10 月 1 日

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知 史

上記代理人 弁 護 士 山 田 忠 行

同 弁 護 士 小野寺 義 象

同 弁 護 士 長 沼 拓

同 弁 護 士 小 関 真

同 弁 護 士 野 呂 圭

同 弁 護 士 宇 部 雄 介

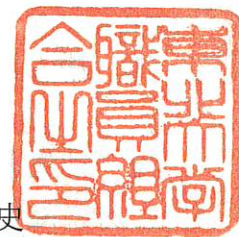
同 弁 護 士 染 谷 昌 孝

同 弁 護 士 井 澤 徹

同 弁 護 士 鶴 見 聡 志

同 弁 護 士 太 田 伸 二

同 弁 護 士 小 部 正 治



令和 2 年 9 月 23 日

国立大学法人東北大学

総 長 大 野 英 男

上記代理人 弁 護 士 石 寄 信 憲

同 弁 護 士 江 畠 健 彦

同 弁 護 士 橋 大 樹

同 弁 護 士 平 井 彩

同 弁 護 士 岸 聖 太 郎

同 弁 護 士 石 寄 裕 美 子

同 弁 護 士 豊 岡 啓 人

本和解については、労働組合法第27条の14第2項所定の要件を満たしているものと認める。よって、本件（中労委令和元年（不再）第65号事件）の審査の手續は終了し、本件に係る初審命令（宮城県労委平成30年（不）第1号）は失効する。

令和 2 年 10 月 7 日

中央労働委員会

審査委員 杉 原 麗

